

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当
			医療局がん・疾病対策課 担当 ^{ふりがな} 者名 ^{よこやま} 横山 ^{ひろみ} 宏美 電 話 671-2444

設 計 書

1 委 託 件 名 横浜市人生の最終段階の医療等に関する検討会等運営支援業務委託

2 納 品 場 所 横浜市医療局がん・疾病対策課

3 履 行 期 間 期間 契約締結日 から 令和3年3月31日 まで
又 は 期 限 期限 平成 年 月 日 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特記事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
別添仕様書のとおり
=====

8 部分払

- する (回以内)
 しない

部分払の基準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	
(概算金額)	¥ _____ . -
【内訳】	
業務価格	¥ _____ . -
(概算金額)	
消費税及び	
地方消費税相当額	¥ _____ . -

内 訳 書

名称	形状 寸法等	数量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	摘 要
1 検討会、作業部会運営支援		1	式	円	円	
2 検討成果の取りまとめ		1	式	円	円	
合計					円	
消費税及び 地方消費税相当額					円	
委託代金額					円	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

横浜市人生の最終段階の医療等に関する検討会等運営支援業務委託

仕様書

1 業務名

横浜市人生の最終段階の医療等に関する検討会等運営支援業務委託

2 趣旨

人生の最終段階の医療・ケアに関する啓発の推進にあたり、横浜市では人生の最終段階の医療等に関する検討会及び作業部会（以下、それぞれを「検討会」「作業部会」という）を設置し、「もしも手帳」を媒体としたACPに関する市民への啓発や、それを担う介護・福祉・医療従事者の人材育成に努めている。

検討会では、本市における普及啓発のあり方、商標登録などの環境整備、障がい者向けに表記を工夫した「もしも手帳」の作成などについて報告し、各専門家等の意見や了承を求めることで今後のあり方について知見を得ながら検討を行う。

また、作業部会においては、人材育成研修の実施状況や受講者意見の取りまとめなどに基づき、本市での普及啓発にかかる報告と検証、次に必要な研修媒体等の意見集約や具体的な取組についての検討を行う。

本業務は、検討会及び作業部会の運営について、準備から事後報告までの一連のプロセスを担い、本市における人生の最終段階における医療等に関する普及啓発にかかる取組全般についての業務支援を行うものである。

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは、万が一のときに備えて、どのような医療やケアを望んでいるかについて、本人を主体として家族や医療・介護従事者たちがあらかじめ話し合うプロセスのこと。

※人生の最終段階の医療等に関する検討会及び作業部会（以下、それぞれを「検討会」「作業部会」という）とは、ACPに関する経験・知識の豊富な医師、看護師、ケアマネジャー等で構成する会のこと。

3 業務内容

(1) 検討会及び作業部会の運営支援

医療局が選定したメンバーで構成する検討会、作業部会での検討にあたり、円滑に検討が行われるよう検討テーマと趣旨、当日の運営、ファシリテーションを支援する。なお、開催回数は検討会、作業部会（以下、総称して「会」とする）ともに2回程度とする。

- ア 開催に向けた検討と準備
- イ 検討用資料の作成
- ウ 会への出席
- エ 当日の進行の補助およびファシリテーション
 - (ア) 議論内容の可視化
 - (イ) 議論における助言
- オ 議事録の作成（開催後 10 日以内）
- カ 議事録の委員への送付（開催後 30 日以内）
- キ 会前後の医療局との打ち合わせ
- ク 委員との打ち合わせ

(2) 検討成果の取りまとめ

会での検討内容を踏まえ、検討報告書及びそれに付随する成果物を完成させる。

- ア 人材育成研修の実施に関する実績、報告のとりまとめ
- イ 人材育成研修プログラムの修正、改訂
- ウ 新たな研修資料の検討、作成
- エ ACP に関する情報や取組に関するまとめ
- オ その他、医療局と話し合い検討成果を具現化するために必要と考えられること

4 納入物品

報告書（紙媒体 3 部及び電子データ一式（PPT、Word 等））

- ・記録一式（検討総括、会ごとにまとめた各回検討議事録など）
- ・修正版研修パッケージ資料一式（研修プログラム、研修資料、講師用資料など）
- ・新たな研修資料

5 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

6 納入場所

横浜市医療局がん・疾病対策課

7 支払方法

業務完了後に確定額を一括払いとする。

- 8 横浜市は、著作権法 20 条（同一保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

9 その他

- (1) 打合せ・協議等は本業務の進捗に併せて随時行う。
- (2) 仕様書に記載のない業務の発生など、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。
- (4) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。